



【5. 軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について】

(更新日 : H28. 4. 13)

国土交通省では、軽井沢スキーバス事故を受け、緊急対策として貸切バスを対象とした街頭監査を実施しました。本年1月21日から3月中旬にかけて、全国において計242台の貸切バス車両を対象に街頭監査を実施した結果、うち86台(35.5%)の車両について法令違反が確認されました。具体的には以下のとおりです。

1. 貸切バス事業者に対する街頭監査の結果について

1月21日から3月中旬にかけて、全国の貸切バス乗り場等、のべ38か所において、国土交通省の監査官が抜き打ちで出発前のバスに立ち入り、運転者の健康状態、交替運転者の配置状況、運行指示書の作成状況等について確認を行いました。

その結果、242台に対して86台(35.5%)の車両に法令違反を確認しました。

なお、2月3日に、法令違反が多い事項をリスト化したチェックシートを全事業者へ配布し、運行前に事業者自らが最終確認を行い法令遵守を徹底するよう通達しました。また、街頭監査時に法令違反が確認された場合は、速やかに改善指示を行い改善の確認を行うとともに、その他の運行についても法令遵守を徹底するよう通達しました。

法令違反指摘率について、通達前は46%、通達後は23%でした。

2. 監査実施後の措置

街頭監査において法令違反が確認された事業者に対しては、監査実施日から原則30日以内に呼出監査を実施し、呼出監査時点において、同様の違反事項が全て改善されたことを確認しています。街頭監査については、今後ともゴールデンウィーク等の多客期を捉え、引き続き行うこととしています。

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000240.html



【6. 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会における中間整理の公表について】

～徹底的な事故の再発防止に向けて～

(配信日 : H28. 3. 29)

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、再発防止策についての「中間整理」がとりまとめられました。



【12. スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！】

(配信日：H28.2.19)

バスの車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から2月8日までに、6件の火災事故が発生していることは誠に遺憾であります。

このうち、北海道管内で発生した札幌市の火災（1月4日）、三笠市の火災（1月25日）は、いずれも貸切バスが走行中、後部タイヤ付近から出火したものであり、その状況から、駐車ブレーキ補助装置として後輪に設けられたスプリング式補助ブレーキ（以下「補助ブレーキ」という。）が作動した状態で走行を続けたことから、ブレーキが過熱し、火災に至ったものと推定されています。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、関係事業者におかれましては、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 事業者は、補助ブレーキを備えた車両を把握し、これらの車両を使用する際、自動車製作者が定めた取扱要領に基づき適切に操作するよう、運転者に対して指導すること。
2. 補助ブレーキの作動確認に加え、作動警報装置が正常に作動することを点検し、所要の整備をすること。
3. 補助ブレーキにエア漏れがないことを点検し、所要の整備をすること。

上記の内容は、平成28年2月19日付けで、公益社団法人日本バス協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001119907.pdf>



【13. 事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について】

(配信日：H28.2.19)

バスの車両火災事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から2月8日までに6件の火災事故が発生していることは誠に遺憾であります。

このような状況を受け、国土交通省では、平成23年から26年の間に発生した事業用バスの車両火災事故について分析を行いました。

を発生しましたので、関係者の方々におかれましては周知をお願いいたします。

「軽井沢スキーバス事故を受けた対策について」

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

◆運転者に対する運転技能の指導の徹底について

当該事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。

このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。

なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

1 新たに雇い入れた運転者であって、過去3年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

2 新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

3 その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成24年3月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf>

◆貸切バスの安全確保の再徹底について

軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところ です。

1月29日現在、全国17カ所で監査を実施し、監査車両96台のうち45台

に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。

については、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。

出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf>

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について

当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

1 乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。

（1）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと

（2）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと

また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること

（3）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと

（4）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること

（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）

2 その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。

3 乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

